

居宅訪問型保育事業・認可外の居宅訪問型保育サービスの利用に係る新たな支援

1 区市町村認可居宅訪問型保育促進事業

認可活用

新規

地域型保育事業の一つである居宅訪問型保育事業により、待機児童対策に取り組む区市町村の財政負担の軽減を図り、居宅訪問型保育事業の活用促進を図る。(区市町村負担 1/4 ⇒ 実質負担なし)

<補助額> 区市町村負担相当額

<負担割合> 都 10/10

2 ベビーシッター利用支援事業

認可外活用

新規・拡充

保育認定を受けたにもかかわらず、保育サービスを利用できずに養育する乳幼児が待機児童となっている保護者 又は 0歳児で保育認定を受けず、育児休業を1年間取得した後復職する保護者が、入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成する。

- (1) ベビーシッター事業者連携型 …… 認定した一定の基準を満たす事業者から、ベビーシッターを派遣
(利用者は割引券で支払い)
- (2) 区市町村バウチャー型 …… 保護者が支払うベビーシッターの利用料を区市町村を通じて助成



※ (1)(2)共通

対象	都・区市町村負担	公費・利用者負担
待機児童	都: 7/8 区市町村: 1/8	月最大160時間まで利用 公費負担 月最高28万円(自己負担 4万円)
育休満了者の子	都: 10/10	

- 待機児童の保護者に加え、育児休業を1年間取得した保護者を対象とし、保護者の多様なニーズに応える。
- 対象、区市町村負担、公費・利用者負担 いずれも充実

3 居宅訪問型保育者養成のための研修

拡充

上記1、2の事業の担い手となる人材を育成。都内のベビーシッターの質と量の充実を図る。